

# 福岡県公報

平成二十三年三月十六日  
第三千二百三十一号  
増刊  
①

## 目次

訓令(第三号)

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

(人事課) …………… 一

## 訓令

福岡県訓令第三号

本庁

出先機関

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県臨時職員規程(昭和三十五年七月福岡県訓令第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第十一条関係)

別表(第十一条関係)

種類	事由	期間
休暇の種類	職員の心身の疲労回復等(事由を限定しない)	任用期間三十日につき一日(任用期間が六月を超え十月未満の場合)は、十日
年次休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間

有給休暇	
病欠休暇	特別休暇
職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。
職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	職員が、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合
一の前において任用期間が百五十日超の場合にあっては十日、任用期間が百二十日までの場合にあっては七日、任用期間が九十日までの場合にあっては五日、任用期間が六十日までの場合にあっては三日、任用期間が三十日までの場合にあっては一日の範囲内の期間	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
必要と認められる期間	必要と認められる期間
必要と認められる期間	親族に及びこの表の附表に定める日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
必要と認められる期間	職員(一)の年の七月から九月までの期間内における任用期間が三十日以上に者に限る。(一)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合
必要と認められる期間	職員(一)の年の七月から九月までの期間内に限る。(一)

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
〔作成〕 〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)  
株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)



おじ又はおばの配偶者  
及び配偶者のおじ又は  
おば

一日

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。